

## 第3回推進委員会における主なご意見と計画への反映について

|   | 要旨   | 計画への記載、対応等  |
|---|--|---|
| 1 | 介護予防・日常生活支援総合事業について、引き続き介護給付のまま継続してほしい。認知症を重度化させないためには、ボランティアではなくサービス事業者によるケアが必要 | 第2章第1節3(2)「生活機能低下の早期発見と早期対応の推進」(P56)において、「高齢者の個々の状況及び希望に応じて、介護予防と生活支援サービス等を総合的に提供できるよう支援」と記載。<br>24年度から実施する「きめ細かな介護サービス普及推進事業」において、介護予防・日常生活支援総合事業への取り組み方法等について検討してまいりたい。 |
| 2 | 介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括支援センターの体制強化等課題が多い。  | 上記「きめ細かな介護サービス普及推進事業」において、サービス提供体制も含めて先進事例等も参考に検討してまいりたい。   |
| 3 | 介護マークが使いやすい環境をつくるため、マークの普及啓発を図る必要がある。  | 23年12月13日付けで厚生労働省から、県に対し取組みに向けての周知を依頼する旨の通知があり、県としても、市町村等への周知を行ったところである。  |
| 4 | 若年認知症者に働く場を提供するため、雇用に取り組むデイサービスなどへの支援を。  | 第2章第2節2(4)「認知症の総合的な支援体制の推進」(P83)において、若年性認知症対策に「支援体制の充実」を記載。<br>現在、福祉就労の場である「就労継続支援事業所」等を確保するために、施設整備等への支援を行っている。  |
| 5 | 司令塔の役割をしっかりと果たせるケアマネジャーの養成が必要  | 第2章第3節1(3)「介護サービスを支える人材養成と資質向上」(P89)において、ケアマネジャーの資質向上、専門性向上に向けた研修等の実施を記載。<br>24年度から新たに、主任ケアマネジャーが医療と介護の連携などについてスキルアップするための「主任ケアマネジャー在宅医療連携研修」を実施。                         |
| 6 | 2世帯・3世帯住宅や、一人暮らしの高齢者が集まって生活できる住宅を推進するための支援制度があればよい(住宅改修費への補助・助成金等)               | 第2章第3節2(2)「住み慣れた地域における多様な「住まい」の提供」(P94)において、高齢者の多様なニーズに応じた「住まい」整備への支援を記載。<br>なお、県住みよい家づくり融資では、バリアフリー改修や子育て世代の3世代同居の場合に、融資対象や金利面で優遇している。                                   |
| 7 | 要介護認定の、申請から認定されるまでの期間が長い。認定結果が早く出るような支援を。  | 各保険者において、認定調査員の増員や市町村事務受託法人の活用等を検討している。県としても、取組事例等について情報交換を行うなど、保険者を支援してまいりたい。  |
| 8 | 家族の就労支援が必要(虐待につながりやすい)   | 中高年離職者等の就労については、ハローワークにおいて各種支援制度を設けている。<br>県としても、関係部局と連携して、地域包括支援センター等に情報提供を行う等の支援を行ってまいりたい。  |
| 9 | 介護家族の会を設ける等、介護家族への支援を考えてほしい。   | 第2章第2節1(1)「地域に密着した在宅サービスの充実」(P65)、同節2(4)「認知症の総合的な支援体制の推進」(P83)及び第3節2(5)「権利擁護の推進と相談支援体制の整備」(P99)において、家族介護者への支援の充実を記載(家族介護者の交流事業、自主グループの育成促進等、共通の悩みを持つ者同士の活動の促進等)を記載        |

|    | 要旨   | 計画への記載、対応等  |
|----|--|---|
| 10 | グループホームの整備が進められることとなっているが、質の確保が必要。インセンティブが働く仕組みを作るべき                     | 第2章第2節1(5)「サービスの質の向上と利用者への支援」(P72)に「福祉サービス第三者評価制度の推進」を記載  |
| 11 | 介護人材が不足。看護職の人材確保策(職場見学等)を手本に、職場と職能団体、行政が一体となった人材確保策を、県が推進するべき。           | 第2章第3節1(2)「保健・福祉の人材養成と確保」(P86)に「とやま福祉人材確保緊急プロジェクト等の推進」を記載。<br>なお、24年度においては、小学生向けの「介護ふれあい交流・体験事業」、介護人材バンクの設置による潜在的有資格者の再就職支援、新人介護職員の離職防止等を総合的に展開する予定。<br>また、各事業の実施にあたっては、職能団体や行政機関等で構成する「福祉人材確保対策会議」の組織を活用し、効果的な事業実施に向けて連携を図ってまいりたい。 |
| 12 | 認知症の方の見守り活動等地域での支え合いを進めるには、中学くらいから介護について学ぶ機会を設け、意識を高めるべき。子供の成長にも非常に役に立つ。 | 第2章第3節1(2)「保健・福祉の人材養成と確保」(P86)に、中学生への職場ガイダンスや、24年度から新たに実施する小学生向けの「介護ふれあい交流・体験事業」を記載。<br>また、第2章第3節2(1)「多様な人材や社会資源を活用した総合的な支援体制の推進」(P92)に学校教育等における福祉教育の充実(14歳の挑戦、ボランティア活動等)を記載。   |
| 13 | 介護職のキャリアパスを見えるようにしたり、将来性のある賃金体系を作ることが必要(特に訪問系)                           | 第2章第3節1(2)「保健・福祉の人材養成と確保」(P86)に「処遇改善の取組みの推進」を記載。<br>処遇改善加算の取得にキャリアパス要件が課せられていることから、加算申請の機会などを活用し、事業者への啓発に努めてまいりたい。  |
| 14 | 介護老人福祉施設(特養)では看護師が確保しにくい。  | 第2章第3節1(2)「保健・福祉の人材養成と確保」(P86)に「看護職員の確保と資質向上」を記載。   |
| 15 | 認知症の方の精神科への入院が増えている。計画の中に、精神科への入院に対する考えを入れるべき。                           | 第2章第2節2(3)「認知症地域支援体制の構築」(P81)の「課題」に、「いったん入院した場合でも円滑に地域生活への移行ができるよう体制づくりを進めることが必要である」旨記載。  |
| 16 | 認定症サポーター養成の数値目標を設定するべき。  | 国における認知症サポーターの養成目標は、当初の100万人を達成したことから、400万人に変更されている。本県のサポーター養成数は平成23年12月末現在で38,000人であり、国の目標設定の考え方を上回る数となっている。<br>認知症サポーター等の養成については、第2章第2節2(3)「認知症地域支援体制の構築」(P81)、同章第3節1(1)「保健・福祉・生きがいづくりのボランティア養成」(P85)において記載しており、引き続き、推進してまいりたい。   |
| 17 | 地域包括支援センターがその役割を十分に果たせるよう、体制や処遇等の見直しや強化が必要。                              | 第2章第3節2(1)「多様な人材や社会資源を活用した総合的な支援体制の推進」(P92)において、「地域包括支援センターの機能強化」を記載。<br>24年度から新たに、センターにアドバイザーを派遣し専門的な助言等を行う「地域包括支援センター機能強化事業」を実施。  |